

環境に配慮した船舶の入港料の減免に関する要綱

神戸市港湾局

令和3年8月3日決定

令和7年3月12日改正

(目的)

第1条 この要綱は、環境に配慮した港湾として神戸港を国内外にアピールするとともに、環境に配慮した船舶の普及および神戸港への寄港を促進することを目的とする。

(対象船舶)

第2条 減免の対象となる船舶は、神戸港入港日時点で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) グリーンアワード・プログラムの認証船舶
- (2) WPSP (World Port Sustainability Program) が認証した船舶のESI (Environmental Ship Index) 値が30以上の船舶

(減免額)

第3条 前条の各号いずれかに該当する船舶またはその両方に該当する船舶に係る入港料の15%を減免する。但し、減免額に1円未満の端数が生じた場合、入港の都度これを切り上げるものとする。

2 他の入港料減免制度が適用されている場合の減免については、他の入港料減免制度を適用後の入港料を減免対象とする。

(減免の申請)

第4条 減免を受けようとする者は、あらかじめ、様式で定める入港料減免申請書及び次に掲げる書類のいずれかを市長に提出しなければならない。なお、証書は神戸港入港日時点で有効なものでなければならない。

- (1) グリーンアワード財団が発行する証書の写し
- (2) WPSP (World Port Sustainability Program) が発行する証書の写し

(疑義の決定)

第5条 この要綱について疑義または定めのない事項が生じた場合は、港湾局長が定める。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、神戸市入港料条例及び同施行規則を適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。但し、グリーンアワード財団認証船舶の減免については、同財団とグリーンアワード・プログラムへの参加について合意した日以降、適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。